機密性１

見　積　競　争　公　告

次のとおり見積競争に付します。

令和６年３月７日

全国健康保険協会島根支部

支部長　石　原　　貢

１　調達内容

(1) 調達件名　　弁護士対応による債権回収催告等の業務委託

(2) 調達案件の特質等　仕様書等による。

(3) 納品期限　　仕様書等による。

２　見積方法

見積金額は一件あたりの単価とする。履行に関する一切の諸費用を見積金額に見込むこと。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜単価）を見積書に記載すること。

３　競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(3) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。

(4) 弁護士資格を有する者が所属する事業所であること。

(5) プライバシーマークの取得、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のいずれかの取得、若しくはこれらに準ずる資格を取得していること、またはそれに準ずる内容を独自の規約等で定めている者で２あること。

４　見積書の提出場所等

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒690-8531　島根県松江市殿町３８３山陰中央ビル２階

全国健康保険協会島根支部　企画総務グループ　TEL 0852-59-5140　［ 担当：桑原 ］

(2) 仕様書の交付方法

上記（1）の場所にて交付する。

(3) 提出物

①見積書（一件あたりの税抜単価を記載すること）

②プライバシーマークの取得、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のいずれかの取得、若しくはこれらに準ずる資格を取得していること、またはそれに準ずる内容を独自の規約等で定めている者であることが分かる書類

(4) 提出期限　　令和６年３月２２日（金）１２時

５　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ること。

(2) 提出した書類の差し替え、変更及び取り消しをすることはできない。

(3) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

(4) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会島根支部長が判断した競争参加者であって、見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(5) 契約保証金は、全額免除とする。

(6) 契約書作成の要否　　要

(7) 詳細は、仕様書による。

(8) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者にのみ令和６年３月２５日（月）１７時までに電話で連絡することとする。

(9) 手続きにおける交渉の有無　　無

【 参考 】

全国健康保険協会会計細則　　－抜粋―

第 30 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者。

第 31 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

２　企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

３　第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。